

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年12月3日
【会社名】	株式会社ミダック
【英訳名】	MIDAC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 恵子
【本店の所在の場所】	浜松市東区有玉南町2163番地
【電話番号】	(053) 471 - 9361 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明
【最寄りの連絡場所】	浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー24F
【電話番号】	(053) 488 - 7173
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 147,734,110円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、 2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額 であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	74,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2019年12月3日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、2019年12月3日(火)開催の取締役会決議において、当社普通株式250,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式287,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」という。)並びに当社普通株式209,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、74,600株を上限として岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、岡三証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

岡三証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、岡三証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2020年1月10日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、岡三証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

岡三証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

- 3 2019年12月3日(火)開催の取締役会において、2020年2月1日(土)付をもって当社普通株式1株を1.3株に分割することを決議しております。この株式の分割は、2020年1月31日(金)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、1.3株の割合をもって分割するものであります。

- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	74,600株	147,734,110	73,867,055
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	74,600株	147,734,110	73,867,055

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、岡三証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		岡三証券株式会社	
割当株数		74,600株	
払込金額		147,734,110円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	
	代表者の氏名	取締役社長 新堂 弘幸	
	資本金の額 (2019年10月31日現在)	5,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主及び持株比率 (2019年10月31日現在)	株式会社岡三証券グループ 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数 (2019年10月31日現在)	-
		割当予定先が保有している 当社の株式の数 (2019年10月31日現在)	-
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	
割当が行われる条件		前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり	

- 2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われな
ない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される
資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上
げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を
減じた額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券
取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	2020年1月15日(水)	該当事項はあ りません	2020年1月16日(木)

(注)1 発行価格については、2019年12月11日(水)から2019年12月16日(月)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額とします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本件第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

- 2 全株式を岡三証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 岡三証券株式会社から申込みがなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ミダック 管理部	浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー24F

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 浜松支店	浜松市中区伝馬町311番地の14

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
147,734,110	1,000,000	146,734,110

- (注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2019年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限146,734,110円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額1,054,947,950円と合わせた、手取概算額合計上限1,201,682,060円について、1,000,000,000円を2021年12月までに、関東での焼却施設設置に際しての土地取得資金に充当する予定であります。ただし、取得予定不動産は現時点において決定しておりませんので、金額に関しましては見込額となっております。土地取得金額が確定した後、残額が生じた場合は当該残額を2021年12月までに運転資金に充当し、不足が生じた場合は自己資金を充当する予定であります。

当社グループは、収集運搬から中間処理、最終処分という廃棄物処理の流れをグループ内で完結する廃棄物一貫処理体制のもと事業を展開しております。そして、中長期的な成長戦略である新規廃棄物処理施設の展開として、産業廃棄物排出量が最も多い関東に隣接する地域への拠点展開に注力し、関東方面への進出の第一歩として、焼却施設の土地取得を検討しております。

なお、上記資金について、具体的な支出が発生するまでは、当社預金口座にて適切に管理致します。

設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第55期）及び四半期報告書（第56期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年12月3日）までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日（2019年12月3日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

(1) 「廃棄物処理法」について

法的規制について

当社グループは、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を主たる業としており、当該事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）及びその関係法令等により規制されております。基本法である「廃棄物処理法」では、廃棄物の適正処理のための様々な規制を行っております。基本的に廃棄物処理業は許可制であり、業務にあたっては各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とされ、廃棄物処理施設の新設・増設に関しても各都道府県知事又は政令市長の許可を必要とする旨規定されております。

当社グループは、「廃棄物処理法」に基づいて廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一「廃棄物処理法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、「廃棄物処理法」及びその関係法令以外にも、「毒物及び劇物取締法」や「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」、「労働安全衛生法」等による規制を受けております。これらの法規制の改廃や新たな法規制、条例等の制定による規制強化があった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

（主要な法的規制）

対象	法令等名	監督官庁	法的規制の内容
収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の許可基準、収集、運搬、保管、委託契約、及び産業廃棄物管理票に関する基準
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理、保管、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の最終処分に関する許可基準、処理、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	最終処分場の構造、維持管理に関する基準

(主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	行政指導の概要
廃棄物処理委託	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理委託先の実地確認等に関する基準
産業廃棄物積替保管	浜松市	廃棄物処理に関する条例	産業廃棄物の積替保管の許可の基準
県外廃棄物搬入	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	県外廃棄物の搬入における協議・報告に関する基準
施設維持管理	浜松市	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理施設の維持管理状況の公開に関する基準

廃棄物処理業の許可について

「廃棄物処理法」上、一般廃棄物処理業許可の有効期間は2年間、産業廃棄物処理業許可の有効期間は5年間(優良認定を受けている場合は7年間)とされており、当該有効期間を超えて事業を継続する場合には許可を更新する必要があります。また、当社グループの新たな事業展開に際し、事業範囲の変更許可又は事業許可の新規取得が必要となる場合があり、これらの更新や許可取得のためには「廃棄物処理法」上の基準(第14条第5項又は第10項等)に適合していることが要求されます。

現在のところ、当社グループは当該基準に適合しており、許可更新の障害となる事由はありません。しかしながら、今後の許可の更新、変更許可又は新規許可取得時におきまして当社グループが当該基準に不適合と判定された場合、更新等が認められないこととなります。このような場合には一部又は全部の業務を停止せざるを得ず、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、「廃棄物処理法」上、不法投棄、無許可営業、無許可事業内容変更又はマニフェスト虚偽記載等の違法行為を行い、行政処分を受ける、もしくは申請者が欠格要件(「廃棄物処理法」第14条第5項第2号)に該当するなど一定の要件(「廃棄物処理法」第14条の3、第14条の3の2等)に該当する場合には、当社グループに対し事業の停止命令又は許可の取消処分がなされる場合があります。

当社グループにおきましては、従業員教育と内部監査により法令遵守の徹底を図っており、法令に則さない処理が行われないよう努めております。しかしながら、役員や従業員の過失により万一法令に抵触する行為があった場合には、事業の停止や許可の取消しによって当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

以下は当社グループが2019年9月末において保有している「廃棄物処理法」に基づく許可の一覧であります。なお、「廃棄物処理法」において、有効期限前に更新申請をした場合、その許可・不許可が決定するまでは、従前の許可が有効となります。

(株式会社ミダック)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年4月12日	第06311001642号
静岡県(優良)	2023年2月9日	第02201001642号
愛知県(優良)	2024年11月26日	第02300001642号
岐阜県(優良)	2025年9月3日	第02100001642号
三重県(優良)	2023年8月25日	第02400001642号
神奈川県(優良)	2025年9月21日	第01402001642号
東京都(優良)	2025年10月17日	第1300001642号
千葉県	2019年11月15日	第01200001642号
長野県(優良)	2025年8月19日	第2009001642号
滋賀県(優良)	2025年8月20日	第02501001642号
山梨県	2023年3月18日	第01900001642号

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2022年8月3日	第06361001642号
静岡県(優良)	2022年8月3日	第02251001642号
愛知県(優良)	2022年9月26日	第02350001642号
岐阜県(優良)	2025年9月3日	第02150001642号
三重県(優良)	2023年10月26日	第02450001642号
神奈川県(優良)	2026年2月20日	第01452001642号
東京都	2020年5月25日	第1356001642号
長野県(優良)	2025年8月19日	第2059001642号
滋賀県(優良)	2025年8月20日	第02551001642号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年4月12日	第06321001642号
静岡県(優良)	2024年3月29日	第02221001642号
豊橋市(優良)	2025年4月5日	第09620001642号
岐阜県(優良)	2025年1月7日	第02120001642号

(特別管理産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2022年7月13日	第06371001642号
静岡県(優良)	2024年3月29日	第02271001642号
豊橋市(優良)	2025年4月5日	第09670001642号
岐阜県(優良)	2025年1月7日	第02170001642号

(一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	2020年3月31日	第2号
磐田市	2020年3月31日	第18-01-020号
袋井市	2020年3月31日	袋井市一廃許可第20号
森町	2020年3月31日	森住環許可第12号
掛川市	2020年3月31日	11号
御前崎市	2020年3月31日	御環第40-12号
富士宮市	2020年3月31日	富生許第2号(注)

(株式会社三晃)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	2020年2月12日	第02310004488号
岐阜県(優良)	2026年7月19日	第02100004488号
三重県	2020年3月19日	第02400004488号
山口県	2022年2月26日	第03500004488号
北九州市	2021年2月20日	第07600004488号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	2020年2月12日	第02320004488号

(株式会社ミダックはまな)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県	2020年8月31日	第02201009796号

(一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	2020年3月31日	第25号

(産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(破碎施設)		浜保環第1564号
浜松市(破碎施設)		第011108221号
浜松市(最終処分場)		第180214321号
浜松市(破碎施設)		第180115021号
静岡県(焼却施設)		第050110019号
静岡県(脱水施設)		第050120015号
静岡県(中和施設)		第050120014号
静岡県(シアン分解施設)		第050111039号
静岡県(油水分離施設)		第050120012号
岐阜県(脱水施設)		岐阜県指令廃対第52号の6
岐阜県(油水分離施設)		岐阜県指令廃対第52号の7

(一般廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県(焼却施設)		循廃第47-2号

(一般廃棄物処分業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
富士宮市	2020年3月31日	富生許第2号(注)

(注)一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する許可となっております。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県(優良)	2025年9月23日	第02360004488号
岐阜県	2023年7月4日	第02150004488号
三重県	2023年5月25日	第02450004488号
山口県	2022年2月26日	第03550004488号
北九州市	2023年8月18日	第07650004488号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年7月28日	第06331009796号

(産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(最終処分場)		第080114222号
浜松市(最終処分場)		第070114323号

(2) 廃棄物の最終処分場について

最終処分場の維持管理について

操業中の最終処分場につきましては、受入廃棄物の確認、施設点検、水質検査等を実施し、環境への影響を監視しており、また、操業が終了した後も周辺環境に影響が出なくなるまで長期間(当局の許可が下りるまで)に亘って維持管理を行うことが義務づけられております。当社グループといたしましては、操業中及び操業終了後の処分場を徹底した遵法体制の下に維持管理していく方針であります。万一、天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する事態が発生した場合、企業としての信用を毀損し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

新規最終処分場の開発について

最終処分場は所定の埋立容量を埋めてしまうと操業を終了することとなるため、当社グループでは事業計画に沿って、新たな最終処分場の開発計画を推進しております。最終処分場の開発計画にあたっては、予測できない何らかの事由で開発の延期や中止の判断をせざるを得なくなることがあります。計画が遅延すれば、コストの高い他社の最終処分場を利用する必要性が高まりますし、計画が中止となれば既支払額が毀損する可能性があります、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 自然災害、火災、事故等について

中部地方における大規模な地震の発生や富士山の噴火が懸念されていることは既に周知の事実であります、そのような事態に備えて、当社グループにおきましては「事業継続計画」(BCP)を策定する一方、同業者と「災害時相互応援協定」を締結しており、有事の際にも事業への影響が小さくなるよう努めております。しかしながら、万一東海地震が発生した場合、東海4県に事業拠点と顧客の大半が集中している当社グループにとっては大きな打撃となり、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは廃棄物の収集運搬に多数の車両を利用しているほか、廃棄物処理施設では危険物、毒物及び劇物を扱っております。業務の遂行にあたり、人命の尊重を最優先とし安全対策に努めておりますが、重大な火災、事故等を発生させてしまった場合は、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特別管理廃棄物の取扱いについて

特別管理廃棄物とは、廃棄物のうち爆発性、感染性、毒性その他健康や住環境に被害を及ぼす恐れがあり、特別な取扱いを要する物を指します。当社グループでは、様々な特別管理廃棄物について取扱いの許可を取得しており、事業展開における優位性の一つにもなっております。しかしながら、運搬車両や処理施設が不慮の事故や災害に遭遇し、特別管理廃棄物の流出等の事態を招いた場合には、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 借入金への依存度について

一般に、廃棄物処理業は装置産業であり、施設設置には多額の資金を要します。当社グループにおきましては、2015年12月に最終処分場を運営する産業廃棄物処理会社を買収したことにより2019年3月期末の有利子負債残高は、5,229百万円、2020年3月期第2四半期末は4,979百万円となっております。

当社グループの有利子負債依存度は2019年3月期末で57.1%、2020年3月期第2四半期末で55.4%であり、資金調達は主に銀行からの借り入れに依存しております。そのため、金利の上昇傾向が続いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 業界における競争の激化について

環境ビジネスの一角として廃棄物処理業への注目は今後一層高まるものと予想され、それに伴って他業界からの新規参入も増加するものと考えられます。当社グループが事業基盤としている地域で新規参入による過当競争が発生した場合、価格競争から収益性が低下して当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 固定資産の減損について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。2019年3月期末における当社グループの固定資産は6,492百万円、2020年3月期第2四半期末は6,472百万円であり、そのうち、株式会社ミダックはまな等の買収により発生したのれんが2019年3月期末で1,648百万円、2020年3月期第2四半期末で1,523百万円を占めております。これらののれんにつきましては、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんを含め、固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社グループは、減損損失を計上する必要があり、当該減損損失の計上は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 顧客情報の流出について

当社グループにおきましては、廃棄物の処理に関連して多くの顧客情報を取り扱っており、それらの情報に対する守秘義務を忠実に履行すべく努めております。しかしながら、管理の不徹底等により情報が外部に漏洩した場合、当社グループの社会的信用の低下とともに損害賠償請求等が発生して、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 地域住民との関係について

当社グループにおきましては、処理施設を設置している地域の周辺住民とは緊密に連絡を取り合い、相互理解の下に事業活動が円滑に進むよう配慮しており、各施設と周辺住民の関係は概ね良好に推移いたしております。しかしながら、流布される風評や報道内容に対する解釈の仕方によっては、地域住民と当社グループの間に見解の相違が生じ、地域住民との関係が悪化して、処理施設の操業が不可能になった場合、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) その他留意すべき事項

「廃棄物処理法」第7条の2第3項及び第14条の2第3項、並びに廃棄物処理法施行規則第10条の10第1項第2号八では、「発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者」の変更を廃棄物処理許可の届出事項として定めています。許可の新規取得や更新の申請時においても、発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者について、書類の届出事項となっております。従いまして、当社の発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者は住民票の写し、登記事項証明書等の提出が必要になります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(2019年12月3日)現在(ただし、投資予定額の既支払額については2019年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	富士宮事業所 (静岡県富士宮市)	廃棄物 処分事業	焼却設備	250,065	107,665	自己資金	2019年 5月	2020年 12月	(注) 2
当社	奥山の杜 クリーンセン ター (浜松市北 区)	廃棄物 処分事業	最終処分場 土地・設備	5,261,645	1,239,645	借入金	2008年 12月	2022年 4月 以降	(注) 3
当社	新規焼却施設 (関東)	廃棄物 処分事業	焼却施設 土地	1,000,000		増資資金 自己資金	2019年 12月	2021年 12月	(注) 2
当社	産廃収運グ ループ (浜松市東 区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	65,975	28,975	自己資金	2019年 4月	2020年 10月	(注) 2
当社	一般収運グ ループ (浜松市東 区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	67,625	33,325	自己資金	2019年 4月	2020年 9月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 第1期工事から第4期工事における第1期工事について記載しております。また、第4期工事完成後の最終的な総埋立容量は約312万 m^3 となります。増加能力に関連する参考情報として、既存の最終処分場(管理型最終処分場:遠州クリーンセンター)の廃棄物の埋立容量を示すと、約41万 m^3 であります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第55期）の提出日（2019年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（2019年12月3日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

（2019年6月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2019年6月25日開催の当社第55期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

加藤恵子、熊谷裕之、武田康保、高田廣明、鈴木清彦を取締役（監査等委員であるものを除く）に選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

井上正弘、福地誠司、石川真司を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

犬飼敦雄を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるなど、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（監査等委員であるものを除く）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
加藤 恵子	26,436	513	-	(注)	可決 97.70
熊谷 裕之	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
武田 康保	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
高田 廣明	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
鈴木 清彦	26,942	7	-	(注)	可決 99.57
第2号議案					
井上 正弘	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
福地 誠司	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
石川 真司	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
第3号議案					
犬飼 敦雄	26,941	8	-	(注)	可決 99.57
第4号議案	26,429	520	-	(注)	可決 97.67

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

4 株式分割について

基準日：2020年1月31日

当社は、2019年12月3日(火)開催の取締役会において、2020年2月1日(土)付をもって当社普通株式1株を1.3株に分割することを決議しております。この株式の分割は、2020年1月31日(金)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、1.3株の割合をもって分割するものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第55期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第56期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社 ミダック

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近 隆也	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

株式会社ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。